

令和元年度第5回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年2月18日(火) 午後1時～午後4時45分

2 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員 10名

4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

江口 哲郎 宮城県総務部長

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

<水道分野>

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

<上下水道分野>

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

(事務局)

岩崎 宏和 企業局技監兼次長(技術担当)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

内海 章博 同 課長補佐(総括担当)

千葉 隆史 同 技術補佐(総括担当)

臼井 徹 同 技術補佐(総括担当)

稲村 武彦	同	技術主幹(水道経営改革推進班長)
佐藤 正俊	同	主任主査(副班長)
二藤部 賢司	同	主任主査
永田 亮	同	主任主査
柳田 健斗	同	主事
高島 弘明	同	技師

佐藤 洋生	総務部参事兼行政経営推進課長
槻田 典彦	総務部行政経営推進課 副参事兼課長補佐(総括担当)
篠野 一浩	同 課長補佐(行政経営システム班長)
木村 敦子	同 主査
杉山 雅紘	同 主事

(事業アドバイザー)

伊丹 亮資	有限責任あずさ監査法人	パートナー
富田 大資	同	アシスタントマネジャー

【1. 開会】

●司会(行政経営推進課 篠野班長)

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、令和元年度第5回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

初めに、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は10名の委員で構成されておりますが、現在9名の委員に御出席いただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、情報公開条例の規定によりまして、平成30年度第1回委員会において、2回目以降の会議は非公開とすると決定しております。

続いて、本日付けで新たに臨時委員に御就任いただきましたお2人を御紹介させていただきます。

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授、滝沢智臨時委員です。滝沢様には水道分野の臨時委員として御就任いただきました。

なお、本日御都合により途中からの参加となりますが、東北大学大学院環境科学研究科准教授、佐野大輔様にも上下水道分野の臨時委員に御就任いただいております。

それでは開会に当たりまして、増田委員長から御挨拶を頂戴したいと思います。委員長よろしく願いいたします。

●増田委員長

雪が舞っているようですが、第5回委員会となりました。世間では新型コロナウイルスといった新しい感染症が流行しています。ニュースを聞いていて、水道と公衆衛生は昔から関係があり、この委員会で安全性の問題を議論していることにも繋がっているのかもしれませんが、なかなか対策が取れないので、「民間の活力を」という話が出てくるのではないかと感じました。

本日は前回に引き続き、特定事業の選定から基本協定書・実施契約書までの案について、皆さんと議論していくことになっています。スケジュールとしては、今回の議論を踏まえて3月中に県へ答申することになっています。また、来年度は事業者選定に進むことになります。

委員会としては、厳しい状況にある上工下水道の問題を解決する一つの切り口として、コンセッション方式を提案しつつ、新しい技術の導入や運営方法の革新に繋がれば良いという期待を込めて、委員会を運営したいと思います。引き続き委員の皆様には議論をよろしくお願いいたします。

新たに加わる2名の委員には、上下水道分野の新しい知見をぜひ反映していただき、議論を深めていきたいと思っています。

それでは、今日もよろしくお願いいたします。

●司会（行政経営推進課 旗野班長）

これから議事に入りますが、本日の委員会の議事は非公開で審議されることになっておりますので、報道機関の方々は、ここで御退室願います。

なお、議事録を作成する関係上、御発言の際は、マイクを使用していただくよう、御協力をお願いいたします。

ここで事務局から資料を追加でお配りいたしますので、お待ちください。それでは、これからの議事進行につきましては、増田委員長をお願いいたします。

【2. 委員会の運営について】

●増田委員長

皆さんのお手元には大量の資料が配られているかと思いますが、資料の説明に入る前に本日の進め方について事務局から説明願います。

●行政経営推進課 佐藤課長

配布資料については多くの種類となり、大変恐縮でございます。次第の2枚目裏面に一覧を付けてございますので、過不足ありましたら、遠慮なく事務局に申し付けていただければと思います。

それでは委員会の運営につきまして御説明させていただきます。

まず、会議冒頭に司会から御紹介申し上げましたが、来年度行われる業者選定プロセスにつきまして、応募事業者から新技術やイノベーションを含めた技術面での具体的提案がなされることが想定されますので、技術分野の審査体制を充実させるため、今回から東京大学の滝沢教授、東北大学の佐野准教授の2名を臨時委員として委嘱させていただきましたので、改めてよろしくお願いいたします。

なお、技術分野の具体的な審査体制については、次回以降の委員会でお諮りしたいと考えております。

続きまして、右上に「参考資料」と書かれている資料のうち、「会議の非公開について（情報公開条例）」を御覧ください。

本委員会は第1回会議におきまして、第2回以降の会議を非公開とすることについて決定されておりますが、会議を非公開とする理由については、これまでの委員会と同様、本日の審議事項に関する情報がそれぞれの成案を得るための検討プロセスにおける情報であり、情報公開条例第8条第1項第6号の意思形成過程情報として非開示情報に当たることから、条例第19条第1号に基づきまして、非公開で会議を行うものとなります。

続きまして、これも右肩に「参考資料」とある「みやぎ型管理運営方式と宮城県民間資金等活用事業検討委員会の今後のスケジュールについて」を御覧ください。

表の上に記載のとおり、本日2月18日の今年度第5回目の委員会で御承認いただければ、後ほど資料2で説明しますが、PFI法第7条の規定による特定事業の選定について、2月下旬から3月上旬に委員会として県に答申を行いたいと考えております。

その後、県におきまして3月中旬に特定事業の選定とともに募集要項等を公表して、事業者の募集を開始することを想定してございます。

参考資料の1枚目裏面と2枚目にコンセッション事業開始までの主な手続きについてまとめておりますので、委員会審議の中で適宜御参照いただければと思います。

ここまでで何か御質問はございますか。

●佐藤臨時委員

本会議の非公開については十分承知しておりますが、今後の議事録全文の公開について、どの時点までの範囲までか、また、これまでの議事録の作成状況について確認したいのでお伺いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

議事録につきましては、それぞれの回ごとに完全版を作成してございます。昨年度行いました第1回の会議は公開で行っておりますので、議事録は既にホームページ上に公開してございます。今年度については、本日が第5回目の会議ですが、第2回目まで議事録は完成しております。それ以降については作成中の段階でございます。

議事録につきましては、答申が終わった後は意思形成過程という事情は解消されますので、情報公開条例による開示請求があれば、非開示の情報を除いて公開することになるかと思っております。

●佐藤臨時委員

承知いたしました。今後、情報公開請求等があるかと思われる非常に注目されているプロジェクトですので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

●増田委員長

委員会が終わった際にはホームページで何が公表されているのでしょうか。配布資料等についても掲載されているのでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

公開で行われました初回の会議は、議事録に加えて資料もホームページ上で公開していますが、それ以降の会議については、資料も含めて公開していない状況でございます。

●増田委員長

議事一覧も掲載されていないのでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

初回の会議において、事業者の選定までの委員会の活動が終わった段階で議事要旨を公表することを

決めておりますので、全ての委員会が終了した後に公開しようと考えてございます。

●増田委員長

では、続けてお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

続きまして、資料1を御覧ください。

みやぎ型管理運営方式の事業者選定に係る各委員と応募者の利害関係の確認につきまして、3月中旬に公表を予定しております募集要項にも書き込むこととなりますので、本日御説明させていただきます。来年度は事業者選定の審議に入りますが、それに先立ちまして、応募者と委員の皆様との利害関係の確認を行うことで、事業者選定の公平性、透明性及び競争性を確保したいと考えてございます。

まず、前提条件でございます。委員は応募があった企業名などの応募者情報が非開示の状況で、審査に当たっていただくことを想定してございます。これは仙台空港のコンセッション方式導入による民営化や他自治体における先行事例の取扱いを参考としております。利害関係の申告は、原則として応募者が行うことを想定してございます。

利害関係の確認手順につきましては、第一次審査の書類受付期間を今年4月20日から5月1日までと予定されております。この受付期間中に応募者から事務局に委員との利害関係に関する申出書を提出していただきます。

利害関係の判断基準については、後ほど御説明いたしますが、申出書には利害関係を有する可能性がある委員の氏名や利害関係があると考えられる事実関係を記載していただく予定でございます。また、申出書の内容から利害関係がある、又は疑義がある場合は、事務局において応募者と委員双方に聞き取りを行い、事実確認を行わせていただきたいと思いますと考えております。

この際、応募者と委員の認識や主張が異なる場合には、複数回の聞き取りとなることも想定してございます。事務局で事実確認した結果を報告いたしまして、委員会で利害関係があるかどうかの最終判断を行っていただきたいと思いますと考えてございます。

聞き取りにつきましては、第一次審査書類の提出期限である今年5月1日以降、5月中旬頃までに対面で行いたいと考えております。ゴールデンウィークを挟むタイトなスケジュールになることが考えられますが、応募者から申し出のありました委員の皆様には、聞き取りにつきましてぜひ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

利害関係の有無に関する審議は、5月下旬頃に開催予定の本委員会で行うことを想定してございます。審議の結果、利害関係が認められないと判断された場合は、全委員に第二次審査に臨んでいただくこととなりますが、利害関係があると判断された委員がいらっしゃる場合には、事業者選定の公正性確保の観点から、当該委員は今後設置を予定している技術ワーキンググループでの審議も含めて第一次審査以降の委員会審議に参画しない取扱いとしたいと考えてございます。

標準的な利害関係の確認の流れについては、只今御説明したとおりですが、「その他」欄に記載のとおり、第一次審査書類受付期間以降に新たな利害関係が生じた場合、或いはコンソーシアム構成員の追加が行われる場合は、応募者は当該事実の発生日から10日以内に県に申出書を提出し、同様の流れで利害関係の確認を行うことを想定しております。

なお、応募者が委員との利害関係を隠匿することを防止するため、第一次審査書類受付期間以降に応募者の申告漏れが判明した場合には、参加資格要件を欠いた応募として、当該応募企業又はコンソーシアム

構成員は参加資格を失うことにしたいと考えております。また、申出内容に虚偽があった場合についても同様と考えております。

続きまして、裏面を御覧ください。利害関係の判断基準について御説明いたします。

第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定を終了するまでの期間、すなわち今年の5月1日から来年3月までの期間に応募者と委員との間に①から④のいずれかの事実が認められる場合に、利害関係ありとすることを想定してございます。それぞれ説明してまいります。下の参考例も合わせて御説明しますので、見比べていただければと思います。

「①委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。」については、委員本人が応募企業の役員に就任している場合や委員本人が応募企業を所有又は応募企業の株式の過半数を保有している場合等を想定しております。

「②委員本人と応募者との経済的関係について、公正な評価を妨げる事情があると認められること。」については、委員本人が応募者から俸給、給与、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けている場合、委員本人又は委員が所属している研究室が応募者から寄付を受けている場合、委員本人が応募者と共同研究又は共同で事業を行い、かつ、そのための資金を委員自身が受けている場合、委員本人と応募者との間に取引があり、かつ、応募者からその対価を委員自身が受け取っている場合といったことを想定しております。

「③委員本人と応募企業との間に強い関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。」については、応募者の企画提案書の中に何らかの形で、委員本人が参画する内容の記述があった場合、委員本人が所属している法人等から応募があった場合のように、②で示したような直接の経済的関係はないものの、委員と応募者との間に強い繋がりがある場合などを想定しております。

②③の例示につきましては、主として、平成31年1月25日付けの文部科学省通知「公募型事業における事業者の選定方法について」の別紙1「審査委員の利害関係者に対する審査基準」を参考に整理いたしました。

また、①から③には該当しませんが、社会通念上疑義を生じさせる関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められる場合には、④の規定で対応することを考えてございます。

なお、事前説明の際は、募集要項には①から④の判断基準のみを記載し、参考例は記載しない方向で調整している旨の御説明をいたしましたが、事務局内で検討した結果、参考例を明示することによって、応募者からの申し出漏れを防ぐことになると思われますので、参考例を申出書の様式中に記載することを考えております。

これらはいくまでも例でございますので、応募者からの具体的な申し出内容及び応募者、委員それぞれへの聞き取りによる事実確認の結果に基づいて、利害関係があるかどうかについて、個別に事務局で検討させていただき、委員会にお諮りしたいと考えております。

説明は以上でございます。

●増田委員長

会議の公開・非公開と利害関係について説明がありましたが、何か御質問、御意見等があればお願いします。

●今西副委員長

利害関係についてですが、「①委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。」の参考例

の2番目に、「・委員本人が所有又は株式の過半数を保有している企業が応募者である場合」という、「株式の過半数」というくだりがあります。「審査委員自身が株式又は新株予約権を保有している場合」という文部科学省の審査基準の例と少し違いますが、このあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

●行政経営推進課 佐藤課長

ここにつきましては、確かに文部科学省の例とは違いますが、社会通念上ということから、今回は大量の株式を保有していることを条件にした方がいいのではないかと考えおります。また、こういった基準の設定については、先ほどの文部科学省の基準や他の自治体の事例を見ながら、この委員会に適用するものとして組み立てたところでございます。

●今西副委員長

文部科学省の例では、株式又は新株予約権を保有するだけで委員から外れるということになると思います。

今回は、委員本人が「過半数を保有していなければ支配力を有する地位にない」と判断できるのでしょうか。一つの例とはいえ、こう書いてしまうと、そう解釈してしまう人もいるかもしれません。

●行政経営推進課 佐藤課長

そちらの方がより適切と考えられるということでしょうか。

●今西副委員長

その一行を書き換えてはいかがでしょうか。

●田邊委員

ここは非常に微妙なところかと思っています。私は、過半数は持っていませんが、この委員に就任する前から株式投資をしております。その中から本事業に応募してくる会社があるかどうかは、全く分かりません。それから、皆さんの中には投資信託を通じて株式を保有している方もいらっしゃるでしょうから、徹底するのであれば、株式投資・債券投資の全てをお止めになることが大前提になると思います。

委員はどの企業が応募するか分かりませんし、少ししか株式を保有していない場合、企業側からも分からないかもしれません。私は全部自己申告しても大丈夫です。委員に自己申告させ、購入時期から判断するという方法もあるかと思っています。ただ、少しでも保有してはならないということだと、皆さん資産運用を全て中途解約しなければならないということなので、程度問題ですが、そういったことも少し考える必要があるかと思っています。

●水道経営課 田代課長

過半数の株式の所有は、会社法の実質支配基準を参考にしたものです。仮に委員の方が過半数を所有しているとすれば、会社の意思決定ができることとなりますので、提案させていただきました。

●田邊委員

過半数ではなく、関連会社基準を参考とし、20%や15%としてもよいかもしれません。

●増田委員長

この点については、数値を検討されるということでもよろしいでしょうか。

もう一つ、新株予約権については、産学連携の技術ベンチャーなどを大学として奨励する動きもあります。文部科学省の基準にはあるようですが、いかがでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

御意見を踏まえまして、事務局で再度検討の上、皆様にお諮りしたいと思います。

●佐藤臨時委員

ここは募集要項に係る重要な部分になるかと思えます。そうした観点から、利害関係については、募集要項に反映すべき事項だと思えます。

先ほど少し資料を見ましたが、事前に頂いた資料と本日の配付の募集要項の資料は少し異なりますか。

●水道経営課 田代課長

本日配付した資料の中で、募集要項の37ページの注釈の60番に、先程御提案させていただいた利害関係を反映しております。

●佐藤臨時委員

承知しました。事前に頂いた資料と少し違う資料で審議していかなければいけないということですね。

利害関係の参考例について議論になっていましたが、例である以上は、疑義がないように例文を書き、その他の派生部分もしっかり書き込まねばなりませんので、後日再び委員の意見を聞くことは重要ですが、限られた時間の中でしっかりとスケジュール管理をしてほしいというのが要望の1点目です。

もう一点は、参考例は全て委員本人と応募企業との関係となっておりますが、例えば委員本人が所属する組織が共同研究で関わっている場合など、組織を通じている場合はどのように考えればいいのでしょうか。事務局の意見を伺えればと思います。

●行政経営推進課 佐藤課長

事務局といたしましては、今回お示ししているように委員本人との関係を重視したいと考えてございます。文部科学省の基準でも審査委員自身との関係になっていきますので、委員が属する組織ではなく、委員個人が応募企業とどのような利害関係をお持ちなのかを重視したところでございます。

●佐藤臨時委員

利害関係については申告漏れがあってはならず、入札という競争行為に関わりますので、例えば他グループ等への批判に使われるといった恐れもあります。慎重に対応することを要望します。

●田邊委員

文部科学省の基準には過去5年以内という文言が入っています。現時点だけを申出する企業と過去も含めて申出する企業といったように、申出内容にばらつきがあってははいけませんので、時期の明示をした方がいいのではないのでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

応募に際して関係があるかどうかを対象にしたいと考えております。文部科学省の基準では過去5年以内と厳しい条件が付されておりますが、御審議いただいている事業につきましては、水道や下水道関係は多岐に渡る業界群があるわけではないと伺っております。厳しい制限をかけますと、審査体制自体に不安が生じるのではないかと懸念されますので、我々としては、応募の段階で利害関係があるかどうかを重視したいと考えてございます。

●田邊委員

第一次審査書類の提出期限から選定が終了するまでの間に利害関係がなければ、例えば半年前や直前であっても、第一次審査書類の提出期限で関係が切れていればいいと考えてよろしいでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

そのとおりでございます。

●増田委員長

後ほど募集要項の議論でも出てくるでしょうが、期間の件は募集要項に記載はありますか。

●行政経営推進課 佐藤課長

資料3-2の募集要項の37ページの脚注の60番にございます。

●増田委員長

分かりました。更に検討するというので次に進みたいと思います。

【3. 議事】

『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る特定事業の選定（案）について』

●増田委員長

続いて、議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る特定事業の選定（案）について、事務局より説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

資料2の8ページから9ページを御覧ください。こちらは前回委員会からの変更はございません。

「（4）総合評価」の2行目「県が自ら実施したときと比べ、事業費総額を247億円縮減することが期待できる」、また、官民連携が必須となつてございます現在の水道事業におきまして、長期的視点に立った経営が実現できるといった「定性的な効果についても期待することができる」ということで、最後の行ですが、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する」ことが適当であろうと結論づけております。

『議事（１）質疑応答』

●増田委員長

そもそもコンセッション方式を採用すべきかというのが、この特定事業の選定です。この議論が決着すれば、資料２に書かれている考え方に従って、コンセッションを進めることとなります。いかがでしょうか。

●田邊委員

前回の委員会で、事業費縮減額の２４７億円が現在価値化されていないことについて説明していただき、一つの考え方として理解しましたが、２つめの参考資料の３ページ目に記載の「宮城県PPP・PFI活用ガイドライン」の特定事業の選定の欄では、公的財政負担見込み額の算定に当たっては、「将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価する」と書かれています。評価は現在価値で行ったが、数字は現在価値でない形で出したという理解でよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今回は総事業費比較により行い、割引計算は行っておりません。いずれにしても、VFMにおける効果が期待できるのは間違いないので、特定事業の選定の中では割引計算をしませんでしたが、整合性については、コスト削減が期待できることをもって判断したものでございます。

●田邊委員

形式上は違っていますが、実質判断でよしとしたと考えてよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●今西副委員長

５ページの上から３行目、流域下水道事業に関し、「県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査」と書いてあり、管路の点検調査は下水道事業のみのような書き方ですが、他の災害は該当するのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

管路は県の所掌ですので、県がお願いした場合に協力していただくということでございます。地震発生時には軟弱地盤等の管路につきまして、運営権者にも点検調査をお願いしたいので、敢えて書いているものでございます。

●今西副委員長

例えば、竜巻や火災、火山災害などがあり得ると思いますが、それらも含まれるということですね。

●水道経営課 田代課長

県所掌の管路につきましても、そういった心配があるときは要請により協力をお願いしたいということで、敢えて書かせていただきました。

●水道経営課 大沼技術副参事

補足します。記載しておりますとおり、下水道に関しては、大雨時及び地震発生時の点検調査は、被害がなくてもやっていただくものと位置付けております。

一方、水道の管路点検は、こういったときには別の委託業者が自動的にパトロールすることになっております。また、大雨及び地震以外で被害があった場合は、双方がパトロールするなど、協力して行うことになっております。

ここに書いているのは、あくまでも下水道に関しては、大雨時及び地震発生時は被害がなくてもやっていただくものとして、特出ししたものでございます。

●今西副委員長

その他の災害については別に規定があるということでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

そのとおりです。

●増田委員長

特定事業の選定は、コンセッションに関する最も基本的な数値が出ている文書ですが、よろしいでしょうか。それでは、特定事業の選定については、委員会として決定とし、次に進みたいと思います。

『議事（２）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る募集要項（案）及び優先交渉権者選定基準（案）について』

●増田委員長

議事（２）の募集要項（案）及び優先交渉権者選定基準（案）についての議論に進みたいと思います。それでは、事務局からお願いします。

●水道経営課 田代課長

募集要項（案）及び優先交渉権者選定基準（案）については、資料３－１と４－１、それから会議後回収資料で説明させていただきます。

まず、募集要項（案）について、資料３－１の２ページを御覧ください。運営権者提案上限額の考え方になります。左肩の表に現行体制モデル・みやぎ型モデルの総事業費を書いております。現行体制モデルが３,３１４億円、みやぎ型モデルが３,０６７億円、この差が先ほどの特定事業の選定におけるコスト削減額２４７億円でございます。

表の右側に全体のうち運営権者をお願いする部分について、現行体制モデルは１,８５０億円、みやぎ型モデルは１,６５３億円であり、割合では約１０％、金額では１９７億円の削減を期待してございます。

運営権者提案の上限額につきましては、下のポンチ絵の左から２つ目にみやぎ型総事業費１,６５３億円とあります。このうち、真ん中の白抜き部分の下水道の改築２６５億円につきましては補助事業を導入するので、国費や起債により県が資金調達いたしますので、１,６５３億円から２６５億円を引いた１,３８８億円を運営権者提案の上限額と設定したいと考えてございます。

３ページは、１,３８８億円の９事業ごとの内訳になります。

4 ページは、先ほどの下水道の改築 2 6 5 億円の 4 事業ごとの内訳になります。

6 ページは、前回説明しました臨時改定を行う条件になります。前回説明しました考え方と変わりはありませんが、採用する期間を精査し、数字が若干変わってございます。

7 ページを御覧ください。参加資格要件について、新たに 1 点説明させていただきます。外国為替及び外国貿易法への対応について、外為法中に日本国内で水道事業を行う会社に外国の投資家が投資する場合は、財務大臣と厚生労働大臣へ事前の届け出が必要という規定がございます。

2 つ目のポツ（・）のところ、優先交渉権者となりましたコンソーシアム等の中に外国投資家、外国本社の会社が含まれている場合、この条項に該当することになります。この法律では来年 3 月の S P C 設立時、株式取得の 6 か月前から届け出ることができますが、3 つ目のポツ（・）のところ、審査の期間は最長 5 か月かかるとされております。そうすると、第二次審査書類の提出時にはまだ審査期間が終わっていない可能性もあります。ただし、採点前には審査を終了していただかなくては困りますので、期限を令和 3 年 2 月 2 0 日に設定するものでございます。

9 ページをお開き願います。参加資格要件の既存オペレーターに関して、現在業務委託や指定管理により浄水場や下水処理場をお願いしております民間事業者についても、本公募に応募することは可能としてございます。ただし、情報の優位性を有することは間違いありませんので、2 つ目のポツ（・）の 2 行目のところ、本公募へ応募する場合には公平性・透明性・競争性を阻害する恐れがある行為は行わない旨の誓約をしていただこうと考えてございます。

誓約の内容につきましては、①公平性等を阻害するおそれのある行為は行わないこと、②県に対して必要な情報を開示すること、③開示した情報につきましては、公募に参加する他の民間企業や運営権者に対して開示することを承諾することとします。ただし、特殊な技術やノウハウは除く、といった内容としたいと考えてございます。こちらは先行事例などを参考に決定したものでございます。

1 0 ページを御覧ください。前回委員会で頂きました意見を踏まえた対応でございます。

1 つ目は需要変動と物価変動の基準点が異なるのはどうしてかという御意見でございます。②を御覧ください。実施方針（素案）では、需要変動も物価変動も極力事業開始時に近づけたいという思いから実施契約締結時としておりました。③民間事業者から物価変動は第二次審査書類の提出から契約まで約 1 年間と長い期間があるため、リスクが大きいという御意見を頂きました。こういった意見もあり、④物価変動につきましては遡って優先交渉権者選定時としました。

2 つ目は、応募の無効についてです。前回、応募の無効は本委員会の委員や県職員に接触した場合の 2 つにしておりましたが、公募アドバイザーも加えるべきとの御意見を頂きましたので、この御意見を踏まえ、公募アドバイザーに対する接触についても同様の扱いにしたものでございます。

募集要項につきましては以上でございます。

続きまして、優先交渉権者選定基準（案）になります。資料 4 - 1 の 2 ページを御覧ください。

前回の委員会において、事業者に期待する新技術等のイノベーションをしっかりと評価すべきではないかという御意見を頂きました。この御意見を踏まえ、資料 4 - 2 の 1 ページ「1.2 評価の基本的な考え方」に下線部「民間事業者における開発・導入、創意工夫といったイノベーション」から「これらの実現が期待できる提案を高く評価するものとする」という文章を追加してございます。

また、2 つ目のポツ（・）、これらの方針を踏まえまして、評価基準により、これらの評価ができるような内容としてございます。

3 ページ目を御覧ください。任意事業を評価しないのかという御意見を頂きました。結論から申しますと、我々としては任意事業については評価を行わないこととしたいと考えてございます。

任意事業に配点すると、応募者は任意事業を提案するだろうと思われませんが、提案された内容は応募者が実施義務を負います。括弧書きに記載してございますが、実施されなかった場合を想定しますと、違約金の設定などもせざるを得なくなります。そうしますと、最後のところですが、短い検討期間では応募者がリスクを取った事業の提案を避けることもあり得ますので、任意事業の評価は行わないこととしたいと考えております。

なお、前回も説明しましたが、任意事業につきましては、事業期間中でも新たな提案ができる柔軟な制度としてございます。

4ページを御覧ください。点差が付きにくいのではないかと御指摘を頂きました。水道事業は代替性のない基礎的なインフラということから、1つの項目でも「標準」未満があった場合は失格とするという考え方をしてございます。そのため、「標準」は0.6と高めの設定をしてございます。これに対して、「良」は0.8、「優」を1.0と3段階にしてございます。この配点により、ある程度差が付くと考えてございます。

環境負荷低減等についても評価すべきという御指摘でございました。後ほど説明しますが、「改築・修繕等」の項目で提案を受けようと考えてございます。また、項目全体の配点を大きくしてございます。

コンソーシアム構成員等の財務体力も重要という御意見を頂いております。代表企業等に資本金の最低額を参加資格要件としてございます。また、財務体力につきましては、「事業継続措置」において、事業の継続が困難となった場合の対応によって評価したいと考えてございます。

5ページは変わっておりません。

6ページです。上の6つの項目について、先ほどお話ししたとおり、「改築・修繕等」と「水質管理・運転管理・保守点検」に多く配点しております。

次に、会議後回収資料を御覧ください。

1ページ及び2ページ目は、前回説明したとおりとなります。評価の点数を金額に直しますと、グラフの右側あるように1点当たり2.2億円となります。2ページ目、下水道の改築に関しては、1点当たり2.29億円となります。

3ページ目に評価のシミュレーションをお示ししております。ケース①から⑤まで設定しております。①と⑤は極端なケースですが、定性評価に関して①は全て「標準」、点数0.6の場合、⑤は全て「優」、点数1.0の場合です。定性評価の総合点が①91.8点と⑤153.0点であり、運営権者の提案額に直しますと、①と⑤では61.2点、134.6億円の差があります。

①と⑤の中間として②から④を設定しました。②は「標準」と「良」が半分ずつ、③は全て「良」、④が「良」が3分の2、「優」が3分の1となります。②と④の差は25.5点で、金額では約55億円となります。

応募企業の点数はどれくらいになるかは分かりませんが、②から④の点数になるのではないかと思います。そうしますと、50億円ほどの金額では定性評価の内容次第で逆転もあり得るシミュレーションをしたところでございます。

募集要項（案）と優先交渉権者選定基準（案）の説明は以上でございます。

『議事（2）質疑応答』

●増田委員長

それでは議事（2）について、御意見や御質問等があればお願いします。

●滝沢臨時委員

資料3-1の10ページの「公募アドバイザー」とはどのような方でしょうか。

●水道経営課 田代課長

本日も事務局サイドのアドバイザーとしてあずさ監査法人が出席しておりますが、県側のコンサルティング業務をしている企業を「公募アドバイザー」と呼んでおります。

具体的には、募集要項の38ページの⑩に記載してございます。みやぎ型管理運営方式の公共施設等運営権設定支援業務を受託してございます有限責任あずさ監査法人と、再委託されております株式会社KPMG FAS,他に税理士法人や法律事務所、設計事務所を含めた制度設計に関わった方々となります。

●滝沢臨時委員

応募の無効の要件は、本件に関して接触したら、ということですね。

●水道経営課 田代課長

そのとおりでございます。

●滝沢臨時委員

資料4-1の2ページに関して、イノベーションに期待することは良いことだと思いますが、民間事業者の創意工夫やイノベーションの提案を評価する評価基準はどこにありますか。

●水道経営課 田代課長

資料4-2, 優先交渉権者選定基準(案)の本文にあります。別紙1-11「改築・修繕等」の「優」に「画期的な取組が盛り込まれており」といった形で、技術力を引き出すような記載を入れているつもりでございます。

「標準」は現行計画と同程度、「良」は現行計画以上、「優」が画期的な取組が盛り込まれているといったように配点を上げていく考え方をしてございます。

●大村臨時委員

前回の委員会ではこういった基準はなかったのでしょうか。前回はどういう状況だったのか、比較してみないと分からないと思います。

●水道経営課 田代課長

前回は「改修・修繕等」は検討中としておりましたが、「標準」は改築・修繕を決定する考え方が示されているといった表現でした。「良」はICT技術の活用により、改築・修繕等の効率化が図られているとしてございました。「優」は「良」を上回る提案があった場合に評価の対象とするという表現にしてございましたが、今回は新技術等を明確に評価できるように記載を変更させていただきました。

こちらは上水・工水・下水で同じような書き方をさせていただきました。

●大村臨時委員

それは、留意事項にもきちんと書いてあるということですね。

●水道経営課 田代課長

例えば、「記載上の留意事項」の①の3つ目の2行目、「新技術の開発・導入，創意工夫といった提案がある場合は」など，イノベーションを期待しているという我々のメッセージが伝わるように記載してございます。

●滝沢臨時委員

資料4-1では創意工夫・イノベーションとあり，資料4-2の別紙では画期的な取組となっています。異なる言葉を使うと，どこに対応するか分からなくなります。同じ言葉を使っただけが重要だと思います。

資料4-1に戻りまして，イノベーションを期待しているので，「配点は更新投資の推計額を基準に設定している」とありますが，イノベーションを期待していることと配点を更新投資の推計額を基準に設定していることはどういう関係があるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

6ページの「6. 改築・修繕等」の6-2，6-3，6-4で上水道が14点，工業用水が6点，下水道は10点としてございます。一方，2ページ，事業費ベースでは水道56%，工業用水は7%，流域下水道は37%という割合になりますが，流域下水道等は消費電力量の占める割合が大きいでしょうから，イノベーションの期待が大きいのではないかと思います，事業費ベースでの配点ではなく，上水より下水の割合を大きめに設定したものでございます。

●大村臨時委員

前にもお話ししましたが，イノベーションを起こす事例は上水道より下水道の方が恐らく多いでしょうから，イノベーションを高く評価するのであれば，評価点は下水道の方を大きくするべきだと思います。水道に14点付けていますが，イノベーションがあまり出てこない可能性があります。下水道でのイノベーションを評価するためには，もう少しウェイトを置いてもいいのではないかと思います。

●水道経営課 田代課長

上水道にもイノベーションの期待がある中で，我々としては事業費ベースだけではなく，下水道，工業用水道も含めて傾斜配点をさせていただきました。

この点については，委員の皆様から御意見を頂きたいと考えてございます。

●今西副委員長

資料4-1の「1. 全体事業方針」の配点は6点と小さいですが，「1-2 9個別事業ごとの現状分析，課題整理及び対応策」とあります。課題があれば配点は重くすべきというように，課題の整理が配点に直結してくるかと思います。

金額のシミュレーションだけではなく，事業の内容のシミュレーションをするなど，事務局で現状分析をしていないと配点は決められないと思います。そういった現状分析ができていないのが気になると思います。

●水道経営課 田代課長

我々としては，この事業を実施する大前提として，様々な課題があり，解決するために民間のノウハウ

を活用したいというのがございます。

また、我々はこの事業を実施するに当たって実施方針を公表しており、現状認識・課題について大きな差は付かないのではないかと考えました。そこで、「1. 全体事業の方針」や「2. 事業実施体制」の配点を少なくし、現状認識や課題を各グループのノウハウや新技術に落とし込んで、水質管理、運転管理、改築・修繕などに具体化したところを評価するのが最も合理的だと考え、このような配点で提案させていただきました。

●今西副委員長

専門性を持っておられる方々の御意見を参考にされたのでしょうか。

●大村臨時委員

私は相談を受けていませんが、イノベーションの評価できるように作ってほしいということは言いました。どのように配点した方がいいというアドバイスはしていません。

●今西副委員長

現状分析や課題整理、対応策については基本となる項目です。そこがしっかりしているのかどうか、配点はそれらを考慮できているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

参加を予定している民間企業にも現場の視察を繰り返し実施していただいております。そういった中で、事業の置かれている環境、各施設の課題等の整理につきましては、大きな差が付かないだろうと思います。各応募者が具体的にどのように提案するかがポイントになり、実際の改築・修繕や管理のところに重きを置いた配点にしてございます。

●今西副委員長

2ページの1つ目のポツ（・）の最後のくだり、事業者のイノベーションについて、「これらの実現が期待できる提案を高く評価する」とあり、「高く」という曖昧な言葉が使われていますが、この文言は外した方がいいのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

承知しました。0.6, 0.8, 1.0という配点の中で高くと言えるかという御指摘だと思いますので、預らせていただきます。

●大村臨時委員

配点の「1. 全体事業方針」は6点ですが、今お話のあったように事業全体のビジョンや理念が重要で、それが後の項目にも響いてきます。ここがしっかりしていないと、いくら技術の話をしていても駄目なので、この全体事業の評価点をもう少し考えていただければと思います。

もう一つ、これは上工下水を一体化するものですが、評価点を見るとバラバラになっています。一体化したことによるシナジー効果の評価はどこに出てくるのでしょうか。それともそういった項目は無いのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料4-2「優先交渉権者選定基準（案）」の別紙1-2中「記載上の留意事項」の上から2つ目「①民間ならではの創意工夫を提案する場合には、応募者が考える3事業一体運営の効果を記載するとともに、・・・」と記載しております。大村臨時委員の御指摘の点を我々も期待していますので、上水、工水、下水の垣根を越えて評価したいというメッセージをお伝えする書き方をさせていただきます。

●大村臨時委員

それは「本事業等の全体方針」のところですね。配点は3点ですね。

●増田委員長

あまり高くないですね。

●水道経営課 田代課長

実施方針の公表から我々のメッセージとして、事業の方針としてお話しているところでございます。実際の運転管理、改築・修繕も含め、具現化したところに重きを置いた配点にさせていただきます。

さらに、別紙1-11の「6-1改築・修繕方針」の「記載上の留意事項」に「①改修・修繕方針の提案は、3事業ごとに記載すること」とありますが、「改築・修繕方針」に活かされてくるだろうという意味合いで記載をしているところでございます。

●大村臨時委員

そういった項目が評価できるようにしていただければと思います。

●増田委員長

理念としては、事業費の削減から議論がスタートしている面もあるので、事業費との兼ね合いでイノベーションについても配点されているかと思いますが、可能であれば提案項目の「1. 全体事業方針」に、「6. 改築・修繕等」等にどういったことをメッセージとして書き込んでいるのかを書いていただくような記述があると良い気がします。3事業連携の方針を全体方針に入れても良いかもしれません。

●水道経営課 田代課長

分かりました。具体的にイメージしやすい言葉を追加しながら、改築・修繕だけでなく運転管理も同じ考え方ですので、先ほど滝沢臨時委員から頂いた同じ言葉を使った方が良いという御意見も踏まえ、我々の考えが応募者に伝わるように文章を修正させていただきます。

●田邊委員

今の件に関しては、委員長と同じ意見です。ESG（Environment, Social, Governance）投資とよく言われますが、進むのはエネルギー削減です。なぜかと言えば、事業者にとってコストが安くなるからです。委員長がおっしゃるようにこの事業はコスト削減がメインですが、プラスアルファもできると良いと思いました。

任意事業を他の水道事業と会計上区分して、水道事業のお金を任意事業に持ってくることはできず、任意事業のお金を水道事業に持ってくることもできないとのことですが、本当に経営が危なくなった場合

でも、それは会計上も法律上も通用するのでしょうか。

資料2の特定事業の選定の5ページ、「3) 任意事業」に「なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに」とあり、そのとおりですが、一方で「必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする」とあり、影響を与えないようにするけれども、最後はSPCが全部責任をとってくださいといっています。

これは法律的にどうなのか、共通認識を持っておかないと判断を誤る可能性があると思います。これはどうなのでしょう。

●佐々木委員

あくまで任意事業という話ですので、第三者から見ると本体事業とは違いますので、任意事業の履行がうまくいっていないからといって損害賠償とはなりにくいというイメージはあります。

●田邊委員

この文章からすると、任意事業がうまくいかないときは運営権者が負担するとなっているので、運営権者が負担しないとはいけません。そうすると、本体事業から持ってこないと困ることになります。

●水道経営課 田代課長

あくまで任意事業と本体事業は区分経理をしていただきます。任意事業で経営が行き詰まった場合につきましては、本体事業から損失を補填してもらっては困るとお話ししているところです。仮に任意事業の経営が破綻してしまったとすれば、構成する企業の親会社で整理してもらえないという意味合いで記載させていただきました。

●田邊委員

そうしますと、最終的に損害等はすべて運営権者の負担とするという表現は適切でしょうか。SPCがすべて負担するように読めるので、他の人が負担する余地がなく、逃げる余地があるように思えます。書き方を工夫できないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

繰り返しになりますが、任意事業が経営破綻し、損失を補填しなければならないときには、本体事業から補填することがあってはいけません。出資している親会社等に補填を求めることになるかと思います。アドバイザーの弁護士からは、この「運営権者の負担」という文言で問題ないだろうという御意見を頂きました。

●田邊委員

どうして問題がないのか納得いきません。全て運営権者の負担とするとなっているので、出資者には責任を及ぼさないのではないのでしょうか。法律上ではなく、事実上の話をされているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここは法的、現実的な対応を含めまして、「すべて運営権者の負担とする」という言葉で適切なのかど

うか検討し、報告させていただきます。

●田邊委員

事実上といたしましたが、法律的にも主張できるならば安心です。任意事業の提案も受けやすくなりますので、そうでないと不安を抱えたままになってしまうのが気になりました。

●増田委員長

任意事業について、市町村の水道事業が受託できるとなっていますが、20年の間にはイノベーションも含めて、広域化の問題が、コンセッションの次の大きなテーマになっていくと思います。そのときには市町村からの委託がもう一度議論される場面が出てくると思いますが、コンセッションにどう関わるかが見えてきません。任意事業にはリスクを回避してくださいとか、いろいろありますが、コンセッションの枠組みの中で、そこの関係が大きく出てくると思います。そして、そのときにこの書きぶりでのいいか気になりました。法的なところも含めて検討していただければと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。

●佐藤臨時委員

資料4-1の6ページのところですが、配点項目がもう少し具体的にイメージできる部分まで落としこまないと審査のときに困るでしょうから、ここについてはしっかり審議が必要と思います。

これに関して、先ほどから話が出ている任意事業について、事務局の提案では資料4-1の3ページで、評価を行わないということでしたが、そもそも任意事業の提案を求めるからこそ民間的な経営手法としての創意工夫、柔軟性の発揮などが導入されるのではないかと思います。そうしたことを鑑みると、一方では募集要項上において提案者に対して提案を求めることを明記して提案を要求しておきながら、実際の採点では任意事業の評価を行わないとするよりも、もし提案を求めることを募集要項上に記載するのであれば評価対象にして配点でバランスを取ればいいのではないかと思います。

特に今回のみやぎ型管理運営方式のスキームは、民間的な経営手法を積極的に活用することによってコスト削減をしていこうという方向性です。また、もともと宮城県のやっている公営事業は昭和27年に法律ができたときから民間の経営手法を導入するという国会説明がされているものですので、そうした観点から、任意事業は含めた方がいいのではないかと、私は考えているところです。もう一度、事務局の意見を伺いたいと思います。

●水道経営課 田代課長

我々が任意事業を評価しないというお話をしていますのは、あくまで本体事業に関わるような民間企業の新たな技術等は本体事業で評価するということです。ここで言う任意事業は、例えば未利用の資産や空いた土地を利用した本体事業と関わりのない事業という意味でございます。

●佐藤臨時委員

確かにそういう考え方もあるかもしれませんが、募集要項上で提案を求めるという記載をしている以上は、評価項目から外しておくことと提案事項と評価に不整合が出てくることとなるので、敢えて切り出すこ

とによって、未利用の資産の有効活用が進むのであれば、今回の趣旨に合致する提案ではないかと私は思います。せっかく民間の方々から募集して良い提案をもらおうというときに評価から排除することが良い提案に繋がるのかどうかについて、もう一度伺えればと思います。

●水道経営課 田代課長

提案することを妨げるものではありません。説明の中でもお話ししましたが、短い期間で提案された任意事業が実現可能かどうか考えるよりも、本体事業に関わることを注視していただきたいと思います。

未利用資産の有効活用は事業期間中に実現可能性が高い良い提案が出されれば、我々も協力しますのでぜひやっていただきたいというスタンスで事業に臨みたいと考えてございます。

●佐藤臨時委員

事務局の考え方については承知いたしました。ここは議論しても仕方ないところかもしれませんが、いずれにしても創意工夫を求める観点から、私の案としては、配点対象に含めつつ、配点を大きくしないというやり方もあるのではないかと提案しておきます。

●今西副委員長

今の件も含めまして、期待していたことが一つありました。それは点数のシミュレーションです。

これは単に0.6と1.0で直線関係にあるグラフを作っただけという気がしますが、そうではなくて、最先端の状況を想定して提案した場合と通常の想定で提案した場合とで、配点表のどこが一番変化に富むのかというシミュレーションがあると良いと思っていたのですが、そういうのはあるのでしょうか。

なかなか難しい話ですが、これだけいろいろな専門家がいらっしゃいますから、単なるお金の大小だけではなく、例えば期待できる範囲で一番高いのは120点で、細かく点数を付けていくと6ページの各項目の中でどこが一番変化に富んでくるかについてもシミュレーションで配慮できないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

難しいところです。民間事業者の方々からサウンディングでお話を伺っている中で、これまでの延長線上ではなく、様々な提案をさせていただきますというお話を頂いております。しかし、ノウハウに関わる場所ですので、具体的な手の内は見せてくれません。

公募段階になり、3回の開催を考えております競争的対話の中で、全体の方針、運転管理の方針、改築の方針などをそれぞれの段階で出していただきながら意見交換をしていこうと思っております。そういった段階にならないと御指摘のような点数がどれくらいというシミュレーションはなかなかできないところでございます。

仮に可能性があるとするならば、特に重きを置いた水質管理、運転管理、改築・修繕のところでは、これらが一番技術力などを反映しやすいとは思いますが、中身を伴った形で御説明することは困難というのが現実でございます。

●今西副委員長

今のお話であれば、佐藤臨時委員からお話があったように、民間事業としてやる場合に積み上げていくとそうなると思いますが、そこから飛び出るとなると、大村臨時委員からもありましたように「全体事業方針」の中の理念やビジョンに繋がっていくところも含めて、今の状態では私自身も見えてこないと思っ

ております。

実際に審査した時に、点数が高いところが今までの仕事をしっかりとすると、イノベーションが起こらないことも考えられます。こういったことを防ぐことができるプラスアルファが出ないかと思ってお話しました。

●水道経営課 田代課長

我々はコスト削減を期待して事業を提案しておりますが、運営権者の提案上限額につきましては、我々が継続するよりも約10%削減する形で御提案を受けます。この段階で現在運転管理されている方もこれまでの延長線上ではこういった数字にはなりません。新技術やイノベーションを提案しなければ公募にも参加できないだろうとお話を受けてございます。

そういった意味では、各グループが知恵を絞って競っていただけるのではないかと期待してございます。繰り返しになりますが、新技術やイノベーションが具体的に出てくるのは水質管理、運転管理、改築・修繕を合わせて90点の部分になると思います。

また、そういったことによって運営権者収受額も抑制でき、点差が付くと考えています。90点満点に対して、これまでどおりの「標準」0.6点だと54点となり、これまでどおりではいけないと考えると、少なくとも「良」以上で競争していただきたいというのが我々の思いでございます。

●大村臨時委員

今西副委員長のお話はよく分かりますが、あまり項目の細かいことまで書きなさいとなってしまうと硬いものになってしまいます。もう少し提案する事業者がアイデアを出しやすいようにやってもらうことも必要です。審査員の考え方だと思いますが、最初の事業の理念やビジョンがあって、そのために改築・修繕をこうする、そのためにはこういう技術が必要だというようにストリームが流れてくるような提案をしてもらいたいと思うと、この位にしておいた方が良いのかなという気がします。その辺は私もジレンマがあります。

●今西副委員長

私も気持ちは全く同じです。民間の考え方としては、何に対して、どのくらい投資するかが基本になってきますので、こういう事業についても余裕のない取り扱いにするよりも、プラスアルファがあっても良いと思っておりました。

●大泉委員

任意事業に関しては、私も佐藤臨時委員と同様に配点することに賛成の立場です。任意事業を提案しなくても良い、加点事由にするといった方法もあるとは思いますが、田代課長の話によれば任意事業を評価することには積極的ではないような印象を受けました。

それから、遊休資産を使って事業者が何かをすることを妨げるものではないとおっしゃっていたようですが、そもそも論として、任意事業ではたいしたことはできないという想定なのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業につきましては、我々も期待はしていますが、短い期間で実現性の高い、良い提案が出てくるのか疑問に思っているというのが正直なところです。

遊休資産の有効活用は日本全国の水道事業者に通の課題だと思っています。内部で少ない配点であればどうか、どのくらいの点数なら良いかという議論もしましたが、少ない配点であれば提案は自由として評価しないとした方がすっきりするというので提案させていただきました。事業期間中に提案できる制度としたのは、我々として期待しているからということで御理解いただけると助かります。

●江口委員

委員長がおっしゃられたイノベーティブな発想をどこで捉えるかについては、資料4-1の6ページの配点表の「改築・修繕」などの個別の配点によることは分かりますが、事業者によって「1. 全体事業方針」は差が付かないというのが事務局の説明でした。発想を提案者に委ねるとすると、ここにある程度配点を置かないと提案そのものの個性や独創性が描けないのではないかと思います。

また、課題整理についても我々はこれで課題整理は尽きていると思っても、それを超える整理があるかもしれません。そういったことがあった場合に3点ずつの配点では少ないのではないかと思います。200点満点で揃えるならば、ここを増やせばどこかを削ることになりますが、必ずしも200点である必要はありませんから、加点する方向でも良いのではないかと思います。

資料4-1の2ページ、滝沢臨時委員が言われましたイノベーションについて、改築に関する更新投資費用の割合が56%、7%、37%のおおよそ水道6、下水道4というシェアに対して、6ページの配点表を見ると水道20点、下水道10点であり、シェアとほとんど変わりません。

下水道にイノベーションの余地が大きいならば、もう少し下水道に寄せることも考えられます。今の工業用水の7%のシェアに対して6点を配点していて、一番優先的になっているのは違うかなという気がします。検討していただければと思います。

任意事業については、評価の対象としないということでも良いと思いますが、任意事業を工夫して利益を上げ、運営権者収受額に大きく反映されるような提案があった場合に、運営権者収受額を下げたことのみで評価することになるのか。どのように評価するのかについて教えていただければと思います。

●水道経営課 田代課長

配点については、水道の改築は14点です。工業用水は6点と少し厚くしています。下水道につきましては、改築費用含めると合計17点で、配点を大きめにしております。確かに下水道の場合は、先ほどもお話ししましたが、コストに占める電力量の割合が大きくて、イノベーションが起りやすいだろうという思いもありまして、もう少し厚くしてもいいのではないかという議論もあります。

「1. 全体事業方針」につきましては、我々も200点にこだわっているわけではないので、プラスアルファしても良いと思っております。しかし、繰り返しになりますが、方針にどれだけ良いことを書いていただいても、水質管理、運転管理・保守点検、改築・修繕で具体化していただかなくては絵に描いた餅です。具体的に形にしたところで評価するため、こちらの配点を重くしたものです。

●今西副委員長

こういった提案の配点には、一般的に委員加点というのはないのでしょうか。全体を見て評価をするときに、最終的に委員が責任を持ち、理由もはっきりさせた上で、委員加点が追加されるのであれば、今の話を集約できるのではないのでしょうか。

ただし、委員加点というのは当然のことながら我々委員の中でのディスカッションの対象になると思いますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あるかないかと言えば、ないことはないだろうと思います。先行事例として聞いたことはありませんが、この委員会は配点を決定することも含めた委員会ですから、どのくらいの点数にするか分かりませんが、皆さんがその方針でいくというのであれば、我々も検討しなければならないと思っています。

●江口委員

「1. 全体事業方針」の今の6点は、「6. 改築・修繕等」の46点や「4. 水質管理」や「5. 運転管理・保守点検」の22点と比べてあまりに小さいのではないかと委員の皆さんの意見に賛成です。

先程の任意事業の質問に回答していただきたいのですが、任意事業があった場合にどう評価するのか教えてください。

●水道経営課 田代課長

任意事業につきましては、我々の中でも議論をしましたが、繰り返しになりますが、未利用資産の有効活用については、どの事業者も同じでしょうが、ぜひやりたいというのは間違いありません。しかし、有効で実現可能な提案が、わずか半年程度の期間で出てくるのか疑問としてございます。

配点対象とし、義務化すると、逆に良い提案が挙げにくくなるのではないかと心配がございまして。そこで、提案は自由とし、事業期間中に提案していただき、実現可能性を踏まえて実施していただくのいいのではないかと結論に達したものでございます。

●増田委員長

任意事業そのものの評価は行わないけれども、例えば、任意事業からこれくらいの利益を期待しているので、そこからこれだけ入れますという提案があったら、ということですよ。

●水道経営課 田代課長

基本的に水道事業は総括原価方式ですので、寄附を受けることも水道法に抵触する可能性がございまして。そういった意味では、任意事業で得た利益を水道事業として受けられるのかについても厚生労働省に確認を取らなくては行けませんので、難しいというところもございまして。逆に、水道事業本体の利益を任意事業に補填することもできません。

●滝沢臨時委員

こういう評価をするときは、このようにお金の評価とそれ以外の項目の評価をして、最後に総合評価をするのが一般的なやり方だと思います。全体としてどういったものが望ましいのかという視点から議論が始まりますが、個々の細かい項目の議論に陥ってしまうことが多いです。しかし、全体的に見れば安くやってもらうのが一番良いですよ。

お金は一定の金額で切って、それ以下は調査をし、それ以上の点数は付けないという考え方ですよ。色々なところで使われている考え方ですが、公共事業なのであまりに低価格で入札されると怪しいという考え方はもちろんあると思います。

一方で、本当にイノベーティブな提案があったら、すごく安くできるかもしれないですが、その可能性を排除しているのではないかとともに思います。

それから、お金の話は重要だと思います。先ほどのシミュレーションでは、下水道事業に係る改築費用

については点数付けではなく、違う方法で算定するのですね。他の項目は「標準」「良」「優」と、0.6や0.8, 1.0で算定しますが、下水道事業に係る改修費用は別の算定式があるのですね。

●水道経営課 田代課長

下水道事業の改築費用につきましては運営権者の提案額と同じように、お金を得点にする考え方です。

●滝沢臨時委員

そうすると、下水道事業に係る改築費用は、ここで点数付けされて、さらに改築費用が安くなることで総額にも反映され、二回カウントすることになりませんか。

●水道経営課 田代課長

総額とは別にカウントする形になっております。

●滝沢臨時委員

ここで出している総額とは別の金額になるわけですね。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●滝沢臨時委員

3ページのシミュレーションによると、「標準」未満があれば失格なので、全て「標準」の点数以下にはなりませんよね。そして、最高が全て「優」の153点なので、実際の点数の幅はシミュレーションのとおり、約61点しかなく、その中でも、全て「標準」や、全て「優」はあり得ないという先ほどの御説明からすると、ケース2からケース4の幅ということで25点ほどしか幅がありません。

お金をみると、40点の幅が現状でもありますので、細かく点数を気にしても、実際にはお金の方が大きく効くような設定になっています。それがいいかどうかは、人によって考え方はあるでしょうが、いつもこういう細かい表を作っても、ほとんど差がつかなくて、最後はお金で決まってしまう。

ここでもそういう設計になっていて、200点満点に運営権者収受額が40点というのは少なく見えますが、実際の変動幅を見ると、シミュレーションしていただいたとおり、25点くらいしか差がつかないと思います。その中で競争するとなると、25点の幅のどこで差が付くかが重要になります。

私が応募する側だったらどこで差を付けようかと考えます。差をつけられないところは同じようなものしか出せないから、費用がかからずに点数が取れるところを戦略的にまず探すと思います。そう考えると、例えば、工業用水の改築・修繕は6点ついてます。1点が約2.2億円なので、6点をお金に換算すると約13億円になります。工業用水の投資額51億円で13億円の6点の点数がついているので、工業用水に多くの設備を付けると投資効果は非常に良いということになります。

上水道のように投資額が大きいところに、良い設備をつけて、しっかりとやろうとすると投資額が上がってしまうので、点数を取るのが難しいです。さらに点数を下げていますので、上水道に投資はしないと思います。

そういう設計になっていますが、それが皆さんのやりたいことなのかどうかをよく考えないといけないと思います。私が申請する事業者ならば、まず点数を見て、金額を見て、金額が少ないのに点数が多い

ところにたっぷり投資します。反対に、多く投資しないといけないところに点数が少なければ、ミニマムでいいので投資は避けます。そういう入札が、皆さんが期待しているものになっているのでしょうか。業者さんは私よりも賢く、そういうことに気付いてやってくると思います。しっかりと工業用水はできるかもしれませんが、水道には投資しないということでもいいのかどうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては当然、上水道・工業用水道・下水道も含めまして、適正な投資をしていただきたいところです。金額を見ながら配点表を作ったというより、各事業の性質から配点を動かしたものでございます。ただ、滝沢臨時委員のおっしゃるようなことも確かにそのとおりだろうと思います。

●滝沢臨時委員

募集する側はそうかもしれませんが、応札する側にはそうは見えません。

●大泉委員

滝沢臨時委員の指摘も踏まえて、私は先ほど今西副委員長がおっしゃった委員の裁量点は定量的評価と定性的評価の差を埋めるという意味で賛成です。例えば、私であればお金の部分の評価はつけられると思いますが、イノベーションといったことには詳しくないので、何となくの評価となってしまうと、自信をもって評価できません。委員の裁量点とその理由のコメントがあれば、皆で議論する際に際立ってくるかもしれません。例えば、イノベーションが難しい分野で、10社中9社が標準的な提案をしてきて、1社が画期的な提案をしてきたときに、専門分野の方であれば高い点数をつけられるでしょうから、私としては委員の裁量点はあった方がいいと思います。

●大村臨時委員

大泉委員が言われたことに関して、技術のワーキンググループを作って、イノベティブな技術を開発したり、使用したりして事業を運営していくことが技術的な面から見えるかどうかをワーキンググループからこの委員会に提示し、他の委員の方々が判断する際の材料にすれば、そのようなことを担保できる気がします。

●増田委員長

募集要項等の文書で書いてあることはそのとおりで、一方で配点表は何を重視するかメッセージを発信しているという面もあるので、もう一度点数を見直すこともあり得るかもしれません。

これまでの話から、この事業にかかるお金のウェイトを採点に割り振るという形でやって、イノベーションが起りやすいところの配点を少しずつ増やしたり、減らしたりしています。逆に起りにくいところの点数を高くしても意味がないというメッセージもあるかもしれないので、どのように再チェックすれば良いのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

配点に皆さんのそれぞれの考え方が表れるかと思います。我々もそれぞれの考え方は理解できますが、それをどう形にするかが一番難しいと思っているところでございます。

繰り返しますが、我々も200点満点にこだわってはございませんので、全体方針の点数を少し増やす

ことについても可能です。また、改築・修繕の配点につきまして、上工下水道の9事業それぞれでコスト削減をしていただきたいですが、一体化の中で最適化を目指そうと考えてございますので、実は改築・修繕の14点、6点、10点の配点もこだわりがあるわけではございません。こだわっておりますのは、改築・修繕等に重きを置きたいというところでございます。

また、委員の加点制度につきましては、先行事例として聞いたことはございませんが、皆さんの意見としてそういった御意見が多いのであれば、検討させていただきたいと思っております。

●今西副委員長

少し補足したいと思いますが、例えば、商品開発をするにしても物事を積み上げていくだけでは商品開発はできません。それは皆さんも御存じだと思います。今回は住民サービスですから、商品でもあり、商品ではないとも言えます。これを総合評価するのは、この配点表中でどれになるのでしょうか。足し合わせれば総合評価になるというお考えなのか、項目として総合評価になるものがあるのか、全体のバランスも含めて、どうでしょうか。

●水道経営課 田代課長

水道3事業は、宮城県の社会経済活動における基礎的なインフラであることを前提としている中で、一つでも「標準」未滿があれば失格という考え方をしていますので、そういった意味では、そもそも全体が総合的な評価であるという捉え方をしております。総合的というより、各項目それぞれという考え方をしております。

●田邊委員

私はビジネスマンとして元々事業者側にいたことがある人間ですから、滝沢臨時委員がおっしゃったことはよく分かります。

今、話題になっているのは、この方式の売りの一つである3つの事業のシナジーがどこにあるかで、シナジーとイノベーション、任意事業の3つの話題が残っています。

任意事業について、先ほど法律的に大丈夫であればオウンリスクでやってくださいということなので、提案されて失敗しても、こちらは困るものではないということであれば、例えば全体事業の中に、シナジー、イノベーション、任意事業といった項目を設けて点数配分をするという手もあるかもしれません。

あまり我々の裁量が行き過ぎてしまうと恣意的だと言われる恐れもありますよね。だから、項目立てをして点数を配分すれば、トータルとしての評価が出てくるのかもしれないと思いました。

●江口委員

田邊委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほど滝沢臨時委員のお話でいう会議後回収資料の3ページのシミュレーションに、新たに項目を設ける、又は今の項目のままでも「標準」を0.6から0.5、「良」を0.8から0.7に修正し、「優」を1.0のままとすることでも、「優」の配点を重くすることができると思います。

●水道経営課 田代課長

ここについては、様々な意見があるかと思えます。田邊委員の意見も、江口委員の意見もあり得るかと思えます。

●滝沢臨時委員

指標を考えるときに、できるだけお互いが干渉しない、我々は直交しないといいますが、2つの指標があつて、どちらかの指標がずれると、他の指標もずれるというような関連性がある指標はあまりよろしくありません。例えば、A項目が人件費で、B項目が人件費×2としたら、おかしいのは誰でも分かります。しかし、色々な言葉で書かれていると、そういう関係が内在していることが見えにくくなってしまいます。

指標同士に関連性があるかないか注意しなければいけません。例えば、お金の総額は分かりやすく、重要な指標ですが、その他の指標の中に、先ほど言ったようなお金に関連する指標が必ず出てきてしまいます。それでもよしとするのか、それとも、そうではないとするのか、お金が安くて、しっかり管理・建設・更新をしてくれるのが一番良いわけですね。

ですから、お金の面があれば、そうではないのは出してきたお金で本当にやれるのか、そういう計画になっているかを、まずチェックする必要があります。安いお金で出しているけれども、本当にこの体制で更新工事や運転管理ができるのかどうか、技術を持っているのかどうかをチェックするのが一番大事なことです。そういう指標になっているかどうかを、まず見ていただくことが重要かと思います。

上水道、下水道、工業用水道と分けていますが、表を見ると、設備の修繕・改築ができていかなど同じようなので、分ける必要はない気がします。評価する側が、上水・下水・工水の事業の水質管理や保守点検の3項目について評価すると言って、点数をまとめてもいいのではないかと思います。

下水道に多くの点数を入れる委員もいれば、そうではないと思う委員もいますが、公開してしまえば、先ほどの私のような経営者さんが出てきます。ある項目にまとめておく方が良いと私は思います。その上で、先ほど、どなたかがおっしゃったように、ここにはない項目はないか、全く違う指標、全く違う視点がないかどうかをどう評価するかですが、例えば、これだけのお金をかけて、民間を活用するのに、イノベーションを起こした方がいいのではないかと、新しい技術を採用した方がいいのではないかとと思うのであれば、点数は事務局で考えていただければいいと思いますが、水道だろうが、工業用水道だろうが、下水道だろうが、点数をつけるので、積極的にそういう技術を探してきて、使ってくれという項目を一つ設けるという方法もあります。

それから、同じコストで、同じように運転するのなら、例えばCO₂の削減は大きい、環境に配慮した方がいいわけですね。そうしたら、環境配慮という項目を設けるといった、たくさんある保守点検のようなもの以外の、事業としてお金はかかりますが、社会として求められているようなイノベーションや環境配慮などを県として必ず取り組んでいくべきだ、そういう視点を考えるべきだというようなものがあれば、この中に含まれているではなく、そういう視点を明確に、別出しにして、そういったことをやっているところには別途配点しますという形にした方がいいと思います。

例えば2億円のコストがかかるとしても、ぜひ取り組んでくださいという県の意思表示だということも含めて、しっかりとした事業ができるかは一番重要ですが、それ以外にイノベーションや環境などプライオリティの高いものは別途の項目を挙げるという形にした方がいいのではないかと思います。

●増田委員長

今の方針で再検討するという事でよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

皆様から頂きました御意見も踏まえまして、特に配点、項目のところを再度検討させていただきます。

●増田委員長

それでは、配点表の各項目と配点については、継続審議とし、先に進みたいと思います。

今の点について、委員の皆様から言いたいことがあれば、早めに事務局にフィードバックしていただければと思います。

それでは、5分ほど休憩したいと思います。

< 5分間休憩 >

『議事（3）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る基本協定書（案）及び実施契約書（案）について』

『議事（4）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）について』

●増田委員長

議事（3）と（4）が残っておりますので、続けて説明した上で、議論したいと思います。

●水道経営課 田代課長

それでは、基本協定書と実施契約書の案について、説明いたします。資料5-1を御覧ください。

2ページをお開き願います。基本協定書について、前回の委員会における意見を踏まえた対応になります。第4条第2号で、SPCは、資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても、黒丸（●）は優先交渉権者に選定されたコンソーシアムの提案額のことですが、黒丸（●）以上の額であることを求めるという条文でございます。

これに対しまして、債務超過状態を抑止できないのではないかと御指摘がございました。この規定の趣旨につきましては、事業開始まで減資を認めないという考え方を示したものでございますので、条文自体の変更はしないという方針とさせていただきたいと考えてございます。

3ページです。第8条のところで、SPCの資金調達に関してですが、金融商品取引法上の手続きを遵守すべき旨を追加する必要があるという御指摘を頂きました。下のカギ括弧のところで、優先交渉権者構成員は法令等及び提案書の定めに従い、というように法令等という言葉を追加してございます。

基本協定書と実施契約書の案についての大きな改正点は以上でございます。

続きまして、要求水準書の案についてです。資料6-1を御覧ください。

まず、3から5ページですが、前回は検討中としてございました運営権者に求める報告の内容でございます。青文字で記載してございます内容について、具体的に報告を求めるということで記載させていただきました。

飛びまして、13ページを御覧ください。こちらは運営権者に求める保険になります。損害保険の商品を調べましたが、新しい事業ということもあり、このような事業に特化した商品につきましては今のところはないという現状でございます。そういうこともあり、運営権者が付保すべき保険につきまして、基本的には規定せず、運営権者は自らの判断で適宜付保することとしたいと考えてございます。おそらく火災保険等になるでしょうが、あくまで提案を受けるといふことにしたいと思います。

2つ目のポツ（・）ですが、県は提案内容を踏まえまして、要求水準書に運営権者の保険加入の実施義務を定めるという方向でいきたいと考えてございます。

要求水準書の主な改正点は、以上のようなところです。

最後にモニタリング基本計画書（案）につきましては、資料7-1になります。

9ページは、要求水準違反でございます。要求水準違反があった場合の県の対応につきまして、考え方は変わってございません。ただ、レベル5の1つ目のポツ（・）の1行目の後段から、県及び運営権者は、（仮称）経営審査委員会へ事象の内容を報告して意見を受けるとしておりましたが、レベル1から4につきましても、違約金の支払いとなった場合には、経営審査委員会、つまり第三者から意見をもらうべきだろうということで、一番上のポツ（・）の※印のところ、違約金支払命令に当たりましてはレベル5と同じように、県及び運営権者が経営審査委員会に事象を報告して、意見を求めるような考え方に整理し直したところでございます。

10ページは、違約金の金額です。考え方は後ほど説明いたしますが、レベル1から5の違約金の金額を示してございます。レベル1から4につきましては、1日当たりの金額とし、事象を解消するまでの期間をこの金額にかけるという考え方です。レベル5につきましては、1件当たりの金額を設定してございます。

11ページです。金額設定に当たりましては、2つ目のポツ（・）になりますが、内閣府が契約に関するガイドラインを出してございます。これを参考にしまして、1日当たりの運営権者収受額に20%を掛けることを基本にしたいと考えております。3つ目のポツ（・）に計算式がございまして、1日当たりの運営権者収受額1,892万円に20%を掛けまして、9事業で割って、一定率を掛けます。一定率につきましては、次のポツ（・）です。レベル4は100%、レベル3は50%、レベル2は30%、レベル1は10%となっております。

12ページは、レベル3、4の金額の算定式です。

13ページは、レベル5になります。先ほどは1日当たりとしてございましたが、こちらは1年当たりの運営権者収受額を基本にして、20%と設定しようと考えました。そうしますと、表のところ、大崎広域水道につきましては3億円、仙南・仙塩広域水道につきましては4億円となります。次のポツ（・）に書いてございますが、レベル5の事象がもし発生した場合は、契約解除も検討せざるを得ないだろうということで、契約解除もあり得ます。

契約解除の考え方につきましては、最後のポツ（・）です。契約解除違約金につきましては、次の運営権者を募集する際の費用の見込み額という性質がございまして、他の先行事例を見ましても、我々もそうですが、3億円程度かかってございます。これを目安にしようということで、実際にレベル5の事象が発生した場合には、上の表の右側に書いてございまして、契約解除違約金を含めまして、6億円や7億円の違約金が発生する考え方にしてございます。

私からの説明は、以上になります。

『議事（3）及び議事（4）質疑応答』

●増田委員長

議事（3）と（4）について、御意見等あればお願いします。

●佐々木委員

形式的なところですが、資料5-3実施契約書の本文の31ページの第75条について、第3項と第4項が末尾の部分の書きぶりが多少違いますが、内容は同じように見えました。もし違う規定であるとする、その趣旨を教えてもらいたいというのが1点です。

もう1点が、10ページの第25条です。第三者への委託となっておりますが、第1項の2行目に委託禁止業務を除くとなっていて、この委託禁止業務が具体的にどういう中身なのかが、ざっと見たときにわ

かりにくかったので、教えていただきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

まず、委託禁止業務につきましては、資料6-2要求水準書の11ページになります。「2.2.4 委託等に関する事項」の2行目「以下に掲げる業務については、委託等を禁ずる。」としており、例えば「1）経営に係る企画・管理業務」として経営の根幹については、委託禁止としてございます。

●佐々木委員

そうすると、契約書上にはなく、要求水準書で特定できるということですね。

●水道経営課 田代課長

第75条の関係につきまして、第3項は運営権に担保を設定するケース、第4項は運営権者の債権に担保を設定するケースになっています。担保を設定する対象が異なるので、2つの条項を設定してございます。

●佐々木委員

分かりました。

最後ですが、実施契約では第27条で、現時点では保険商品ははっきりしないけれども、最終的に実施契約を結ぶときに保険の契約が締結されていることを前提に確認をすることになっています。募集要項にもありましたが、運営権者に対して保険の付保を義務付けはしないけれども、付保した場合には中身を確認するとなっています。義務付けないが契約するなら中身を確認するというのが、募集要項に記載の自主契約との関係で分かりづらいかもしいないと思います。

例えば募集要項等で義務付けをしないと言い切る必要があるのでしょうか。そこをもう一度確認したいです。

●水道経営課 田代課長

我々も入っております水道事業に関する保険については、運営権者は加入できないことを確認いたしました。火災保険等に入ることはあり得るかと思いますが、義務付けるより、加入しようとする保険について提案していただき、契約で義務付けるのがいいのではないかとということで、このような形にしました。

●滝沢臨時委員

保険が必要になるのは、通常金額を超えるような債務負担が発生した場合ですね。例えば、水質基準を超えてしまって、違約金を払わなくてはならないとき、なおかつ、水道の場合は受水団体から補償を求められる可能性があります。債務超過になっても、保険は義務ではないので、入っていませんと言ってもいいわけですね。そのようなときはどうするのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

水道事業に関する運営権者が入れる保険商品がなかったというのが正直なところです。そういった意味では、今のような事態も含めまして、事業の継続が困難になった場合の措置として、応募者から提案を

受けようというのが、今の我々のスタンスでございます。

●滝沢臨時委員

応募者に検討していただき、制度としてはないものを期待されるのはよく分かります。一方、コンセッションでは事業の継続性が問題になっていて、民間に任せられるかが心配されています。制度として保険がないからという説明が果たして通るのかどうかという心配があります。

民間事業者は保険がないので、自分で保険を考えるのでしょうか。例えば濁水を出したときには、市民から受水団体が補償を求められて、受水団体は県に補償を求めますよね。そのときは、県が支払うのか、受託事業者の責任なのか、整理はできているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

受水団体に法令や県基準違反の水を送ってしまった場合の一義的な責任は、県にあります。ただし、運営権者の帰責により発生した場合の県に対する違約金の額は、先ほどの要求水準違反の違約金のとおりとなります。

●滝沢臨時委員

保険がある会社と、ない会社が応札してきた場合に、それは評価の対象にはならないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

事業の継続が困難となった場合や危機管理に関する提案になると思います。保険はリスクをどのようにヘッジするかに関わるとは思います。現在保険商品はないため、かなり高額になることも考えられます。ヘッジの方向性について、どのように考えるかが事業継続における我々の評価になると考えてございます。

●滝沢臨時委員

ということは、評価するのですね。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。事業継続のところで評価します。

●滝沢臨時委員

配点表の中に入っていますか。

●水道経営課 田代課長

資料4-2 優先交渉権者選定基準(案)の別紙1-16の「9.事業の継続が困難になった場合の措置」で評価します。

●田邊委員

資料5-1の2ページ、「SPCの設立」の資本金のところ。「資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●億円以上であることを求めている。」とあります。これは減資を認めない規定だと

割り切れば、それでいいですが、滝沢臨時委員からお話のあったように累積債務や、極論すれば債務超過があってもいいと認めるのか、合意をとっておきたいところです。

私が見る限り、これは仙台空港のときと同じ文章ですが、あちらは最初に資本金が60億円あって、初年度に開業費として6億円下ろし、54億円という十分な資本勘定がありました。今回とあのときを本当に同一視していいのでしょうか。

私はSPCの収支状況を見たことがないのでどうなるかは分かりませんが、皆さんがどの程度の資本金を想定されているのかも分かりませんが、仙台空港では債務超過はあり得ないという計画で資本が足りてしまったので、初年度に驚いたことに開業費を一括償却しており、それだけ健全にやろうとしていました。それとの比較において、これをどう考えるか、共通認識を持っておいた方がいいと思います。

●水道経営課 田代課長

我々による運営権者側のシミュレーション上は自己資本50%と設定して行っております。ただ、実際に応募者側がどういった資金調達で計画するかは分かりかねます。また、自己資本が薄い場合、設立まで収入がない状態でコストがかかりますので、事業開始当初は債務超過もあり得るかと思います。

一定額の収入は確保できますので、年間を通してそういったことはないかと思いますが、かといって、20年間の事業計画を通じて債務超過状態が継続するような計画を出されたとすれば低い評価とならざるを得ないと考えております。

●田邊委員

万が一、長い期間になったとすれば銀行の貸出債権も分類されてしまいますから生きていけない会社となります。ただ一時的にでも債務超過になって、事業報告書として出ることを許容するというか合意をとる必要があるということです。

●今西副委員長

資料5-1の6ページ、著作権の問題についてお尋ねしたいと思います。運営権者の著作権の利用を無償かつ無期限で許諾すると書いてあります。事業開始時点で既に持っていれば良いですが、事業期間の残り5年で新しい技術を発明して、知的財産権を取得した場合にも事業期間が終了したら無償かつ無期限で供与することになると解釈してよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、この事業に関しては無償でお願いしたいところがございます。みやぎ型管理運営方式というフィールドを利用して新技術を開発して、特許権を取得しましたら、別の事業展開については権利を行使していただければと思います。

●今西副委員長

それは分かりませんが、事業期間20年の後半にそういったことをすることが、果たしてイノベーションに繋がるだろうかと思いました。新しい技術を提供する、若しくは考えることの足かせにならないでしょうか。新しい技術があり、それを使えば良くなるけれども、あと5年ほどしかないのであれば5年待ってから出すということもあるかもしれません。

田代課長がおっしゃったようにフィールドを貸して一緒にやっているのであれば、通常、特許権や実用新案権は連名で出願しますよね。その上で、最終的に協議の対象となり、次に自分たちが事業から外れたときは、例えば実施権としてお金を付けるというやり方が普通ではないかと思いました。

20年経った後、別の人が事業を引き継いで、その技術を使えるとするならば新しい人たちはその技術に対してコストを負担しないことになりますよね。しかし、SPCが新技術を開発するために努力したコストを20年の後半からでは回収できないと考えると、無償かつ無期限というのはいかがなものかと思えます。

●水道経営課 田代課長

イギリスがこのような方式でやっているそうです。彼らはフィールドを貸しながら良い提案は他国で回収してくださいとなっており、それを教科書的に持ってきましたが、確かに残り短いときに良い提案が出にくくなることは、今西副委員長のおっしゃるとおりだと思います。

一番下のポツ(・)のところに、第三者の権利についても、無償かつ無期限で許諾されるよう最大限努力するという書き方をしていますが、ここにつきましてはもう一度検討させていただきます。

●滝沢臨時委員

資料6-1の12ページの危機管理について、要求水準としてBCPを作ることになっています。下のフローチャートによると、災害が発生した場合、運営権者と協力して被害状況を確認して連絡をする、また災害復旧制度の対象とならなければ運営権者はこれまでどおり維持管理の範疇で対応するとあります。災害復旧制度の対象となるものは県が主体となって復旧・復興業務を行うということは、運営権者は、このフローチャートでいうと、発生から県と協力して調査をして、右側のチャートで災害復旧制度の対象とならないものについてだけ作ればいいということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

右側はもちろんです、左側につきましては、「県が主体となって復旧・復興業務を行う」以降は県の裁量となりますので、ここまですになります。

●滝沢臨時委員

運営権者はこれまでどおりの維持管理の範疇で対応と書いてありますが、小さな災害でなければ従来の維持管理では対応できないように思いますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

現在の委託や指定管理では、取水口の閉塞等は委託の中で対応していただいております。それをベースに費用を算定してございますので、そういった部分については運営権者をお願いしたいという意味で、こういう書き方をしております。

●滝沢臨時委員

そうすると、左側が県主導で復旧・復興業務を行います、大半の業務は運営権者にお任せするわけですよ。県の体制は大丈夫でしょうか。

●水道経営課 田代課長

県におきましては、管路等が残りますので、技術的な部分につきましては、土木の技術職がこれまでどおり配属になります。水道法の関係もございまして、水質の技術職もこれまでどおり配属になると考えてございます。設備や電気の関係においては、どうしても修繕・改築の発注行為が減りますが、運営権者側のモニタリングは、設備関係の技術職が中心となりますので、現場の事務所の人員配置に大きな減員はないと考えてございます。その中で、このような復旧の体制をとることになります。

●滝沢臨時委員

浄水場、処理場はほとんど運営権者が入って運転していますよね。そこに県の職員が行っても何をどうすればいいか、すぐには分からないのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今も運転管理は委託や指定管理しておりますので、今と大きくは変わらない体制だと私たちは理解しています。更新工事や修繕工事の発注はなくなりますが、災害復旧工事については引き続き発注する形になります。

●滝沢臨時委員

多少不安はありますね。一番下に日本水道協会の相互応援協定に基づいてとありますが、他の事業者が来たら受援側になるわけですね。しかし、現場をオペレートしているのは民間企業の方々が大丈夫でしょうか。

●水道経営課 田代課長

災害復旧の時はオペレートというより、復旧体制の支援になります。オペレート自体は運営権者に残って、やっていただきます。当然のことながら、復旧に当たっては運営権者側の協力は必要になってきます。東日本大震災の時もそうでしたが、委託者側が運営権者に代わる形になると考えてございます。

●滝沢臨時委員

日本水道協会員の相互応援協定の中には、コンセッションになった場合の規定はありますか。

●水道経営課 田代課長

具体的にはありませんが、水道事業者は県のままであるので、協力体制はこれまでと変わらないことは確認してございます。実際には他の大規模用水供給事業者からの応援となりますが、そういった体制はこれまでと変わらない形となります。

●増田委員長

今の話で大丈夫なのかというのはありますが、東日本大震災後、実際に何が起きて、民間に出してしまった部分で不具合が起ころうなところのチェックは進められているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

東日本大震災を例に取れば、我々と委託者や指定管理者が協力しながら、他の自治体の協力を得て、復

旧して送水や水処理を短期間で再開しました。その体制自体は、大きく変わることはありません。

●増田委員長

ということは、運営権者のBCPは、県との連絡をどうするかをきちんと書くというレベルでいいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

当然のことながら、協力して復旧していかなければなりませんので、BCPに書き込むことはございますが、災害復旧以降の責任は県だという意味でございます。

●佐藤臨時委員

災害復旧以降が県の責任ということなので、災害復旧制度の対象となるかどうかという点が問題だと思います。現実問題として、災害発生から災害復旧制度が適用されるかどうかまでの責任の所在は運営権者たる民間側の責任でしょうか。

●水道経営課 田代課長

適用されるかどうかは採択されないと分かりません。我々のリスク分担としましては、災害復旧制度に規定してございます異常な天然事象が発生した上で、施設が被災した場合につきましては運営権者の責任ではなく、公側の責任としております。

●佐藤臨時委員

災害復旧制度が適用されるまでの復旧活動等については、民間企業側がリスクを引き受けるという理解でよろしいでしょうか。提案の中身に影響する可能性があると思いますので、確認します。

●水道経営課 田代課長

ここにつきましては、県の責任になります。繰り返しですが、運営権者の協力も得なくてはなりません。ここは県が別途、先ほど出てきました大雨時の協力と同じように協力を要請する形になります。

●佐藤臨時委員

私の質問とずれているかもしれませんが、災害復旧制度が適用になる前、災害発生時から直ちに行う復旧活動の一義的な責任は県にあると理解してよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あくまで災害復旧制度に該当した被災の復旧は県ということになります。

●佐藤臨時委員

採択までの活動は全て運営権者である民間企業がリスクを負って対応しなければいけないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

それは県が負担します。協力を要請する形になりますので、費用は県がお支払いをするという考え方でございます。

●佐藤臨時委員

災害復旧制度が適用されようとされまいと、県の責任ということですね。

●水道経営課 田代課長

そういうことです。あくまで異常な天然事象が発生して被災があった場合の責任は県です。

●大村臨時委員

事業者が提案するときにBCPも作成し、それを評価することになりますよね。

●水道経営課 田代課長

BCP自体の作成は契約後になります。評価については、危機管理の項目で、ある程度具体的な手順の提案は受けます。ただ、具体的なBCP計画については、契約後に運営権者が我々と整合をとった上で、提出いただくという形になります。

●大村臨時委員

そうですね。県のBCPもあり、SPCのBCPもあるので、契約した後に2つをうまく整合性をとるような形でBCPを作っていくということですね。

●水道経営課 田代課長

県側と整合をとった形でなければ機能しませんので、おっしゃるとおりです。

●田邊委員

資料6-1 要求水準書の5ページについて確認です。財務管理のところ、四半期ごとに報告をもらう財務指標について、流動比率、DSCRとありますが、当座比率ではなく流動比率となっているのは未収入金があるからだろうと見ています。大体何か月分位を想定されていますか。

●水道経営課 田代課長

棚卸資産で見えてあまり大きくなかったんで、流動比率を採用させていただきました。

●田邊委員

仙台空港ではキャッシュフロー計算書を半期ごとには要求しているようですが、四半期、少なくとも半期ごとに要求するのも手かなと思います。資金繰りは大事ですので、バランス上、見ることができるようにしておいた方がいいと思います。

●水道経営課 田代課長

検討させていただきます。

●江口委員

資料6-1 要求水準書の12ページ、危機管理について、大災害が発生し、事業者がオペレーションできないとなったときは、県がオペレーションを代わるという想定でよろしいですか。

●水道経営課 田代課長

仮に大災害によって運営権者が事業継続できないとなった場合については、両者に帰責のない形での契約解除となります。おそらく県としてその時点で直営で運転管理はできませんので、代替りの運転管理の事業者を探して、事業再開する形になるかと思います。

●江口委員

オペレーションを再開するまでの間は止まってしまうということですか。

●水道経営課 田代課長

極論ではそういうことですが、現在の委託や指定管理でも同じリスクはあります。我々としてはそのリスクも含めまして、水道と下水道の運転管理の協会と応援協定を結んでございます。もし今のオペレーターの企業が運転管理できないとなった場合には、そういった方をお願いするようなシステムとしてございます。

●増田委員長

上水下水の3事業をやっていくときに、一番シビアなところはどういう現象が起こったときでしょうか。あり得そうな災害の中で、上水や工業用水の供給や下水処理ができないなど、いくつか想定できるでしょうが、最もシビアに対応しないといけない事象は何でしょうか。

●水道経営課 田代課長

一番は下水道だと思います。東日本大震災のときもそうでしたが、水道が復旧し、水を使い始めて下水道の処理ができないというのは大変なことでございます。処理場の周辺でとても環境に悪いことが起きますので、水道が復旧すると、下水道の復旧が大変な状態になったという現実がございます。下水道の復旧に1年ほどかかっていますので、簡易処理で放流したという状況がございました。水道は東日本大震災のときも4月に最大余震がございましたが、用水供給は1か月で復旧しております。

●増田委員長

内陸型活断層は水道事業に対して怖いような気がしますが、そういうことについては、いずれBCPを作っていく中で議論し、官と民の役割も再設定するという理解でよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●佐野臨時委員

資料6-2 要求水準書の16ページに情報公開の項目があり、さらに別紙2に公開すべきもののリストがあります。事業が動き出した後、色々なところから評価され、色々な情報が欲しいという要求がくる

と思います。基本的には別紙2にある情報公開の対象が「×」なものは依頼があっても全く出てこない情報ということでよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

「○」は積極的に公開してくださいということです。「×」につきましては開示請求等あれば非開示になる資料ではございませんので、公開する資料です。

●増田委員長

「○」は何を意味するか、どこかに凡例はありますか。

●水道経営課 田代課長

分かるように凡例等記載いたします。

●増田委員長

「×」だと公開してはならないというイメージですね。

●水道経営課 田代課長

非開示情報ではありませんので、誤解のないように記載いたします。

●増田委員長

積み残しの課題がありますので、もう一度、次回の委員会で継続審議を行うことに決まったものをここで確認したいと思います。事務局で今日の課題にどう対応するかを含めて、まとめをお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

長時間にわたりありがとうございました。まず、冒頭に説明しました利害関係については、参考例の記述の方法を再検討させていただきます。

●水道経営課 田代課長

例えばイノベーション等の文言の統一について、また、田邊委員からございました法令の関係などについては整理しまして、御報告できるようにいたします。

一番は優先交渉権者の配点のところだと思いますので、本日頂いた御意見を踏まえまして、案を作り直しまして、御提案させていただきたいと思います。

●増田委員長

よろしいでしょうか。何か言っておきたいことがあればお願いします。

●佐藤臨時委員

今日のような重要なテーマについて、慎重に審議しなければいけないという懸念を持っているところです。こうした観点からしっかり対応してほしいという要望が一つです。

また、今日私から事務局に3ページの資料をお渡ししました。これも私からの本日の委員会で言えなか

った意見ですので、事務局で検討いただければと思います。

●行政経営推進課 佐藤課長

今日は、長時間にわたる御審議、また幅広い観点からの御意見を賜りましてありがとうございました。継続審議案件が発生しておりますので、もう一度委員会を開催したいと思っております。事前に皆様にご予備日の設定として御連絡しておりまして、3月5日木曜日の午後5時から委員会を開催させていただきたいと思っております。

事務局、アドバイザーで資料調製に最善を尽くしたいと考えております。また、必要な説明をし、御意見を頂いた上で委員会に臨みたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。今のところ2時間で想定しておりますが、委員長と相談させていただいて、別途御案内差し上げます。

●増田委員長

積み残しが出てしまっていますが、産みの苦しみかもしれません。次回またよろしく申し上げます。

【3. 閉会】

●司会（行政経営推進課 槻田総括）

それでは、以上をもちまして、令和元年度第5回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了させていただきます。長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。